

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業におけるマンション建替組合の設立の認可の取消し
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「マンション建替法」という。)は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、マンション建替組合がマンション建替法第98条第3項の規定による是正命令に従わないとき、またはマンション建替組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、マンション建替組合の設立の認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第98条第4項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （組合に対する監督） 第九十八条 （第1項～第3項 省略） 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。 （第5項～第7項 省略）
ホームページ	
備考	